

参 考 資 料

目 次

1 職員の給与関係

平成27年職員給与実態調査の概要	-----	1
第 1 表	職員の平均給与月額等	----- 2
第 2 表	職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	----- 3
第 3 表	職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	----- 3
第 4 表	職員の平均給与月額	----- 4
第 5 表	職員の扶養手当の対象となる扶養親族数	----- 5
第 6 表	職員の給料の特別調整額の支給状況	----- 5
第 7 表	職員の単身赴任手当の支給状況	----- 6
第 8 表	職員の住居手当の支給状況	----- 6
第 9 表	職員の通勤手当の支給状況	----- 6
第 10 表	職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等	----- 7
第 11 表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	----- 38

2 民間の給与関係

平成27年職種別民間給与実態調査の概要	-----	39
第 12 表	産業別、企業規模別調査事業所数	----- 40
第 13 表	民間における初任給の改定状況	----- 40
第 14 表	民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	----- 41
第 15 表	民間における給与改定の状況	----- 41
第 16 表	民間における定期昇給の実施状況	----- 42
第 17 表	民間における定期昇給制度の状況	----- 42
第 18 表	比較対象従業員に係る職種	----- 43
第 19 表	民間における職種別給与額等	----- 44
第 20 表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	----- 47
第 21 表	民間における家族手当の支給状況	----- 48
第 22 表	民間における住宅手当の支給状況	----- 49
第 23 表	民間における特別給の支給状況	----- 50
第 24 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	----- 50
第 25 表	民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	----- 51
第 26 表	民間における公的年金が支給されない再雇用者 (フルタイム勤務) の給与水準の状況	----- 51

3 労働経済関係

第 27 表	労働経済指標	----- 52
--------	--------	----------

4 生計費関係

第 28 表	宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費	----- 54
--------	------------------------	----------

5 国及び都道府県の給与関係

第 29 表	都道府県のラスパイレス指数の状況	----- 55
--------	------------------	----------

6 人事院勧告等の概要

-----	-----	56
-------	-------	----

1 職員の給与関係

平成27年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条に基づき、本県職員の給与の実態を明らかにし、給与制度の研究に必要な基礎資料を得るため、平成27年4月現在における職員給与の実態を調査したものである。

(2) 調査対象者

調査対象職員は、次の条例の適用を受ける職員で、平成27年4月1日に在職する者である。ただし、休職中である職員、公益的法人等へ派遣されている職員、育児休業をしている職員、育児短時間勤務をしている職員、自己啓発等休業をしている職員、非常勤職員及び臨時的に任用されている職員等は除く。

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）

(イ) 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）

(3) 調査の内容

平成27年4月分の給料及び諸手当の支給状況、年齢、性別、学歴、経験年数等について調査を行った。

(4) 調査の方法

職員の給与に係る電算資料を基に、電算処理により職員給与支給状況資料を得た。

(5) 調査の結果

平成27年4月1日現在における職員の給与等の実態は、第1表から第11表のとおりである。

第1表 職員の平均給与月額等

職員の区分	全職員	一般職員		警察官	教員
			うち行政職員		
職員数	人 22,823	人 6,363	人 4,955	人 3,296	人 13,164
給料の月額	円 362,972	円 344,274	円 347,267	円 317,512	円 383,392
扶養手当	8,145	8,465	9,311	11,766	7,084
給料の特別調整額	4,924	6,330	6,924	2,174	4,934
地域手当	11,268	11,588	10,909	9,857	11,466
住居手当	3,638	4,039	3,674	1,712	3,926
その他	1,574	4,402	342	959	361
計	392,521	379,098	378,427	343,980	411,163
平均年齢	歳 43.2	歳 42.9	歳 44.0	歳 37.4	歳 44.8
平均経験年数	年 20.9	年 20.9	年 22.1	年 16.1	年 22.1

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第10表まで同じ。)
- 2 「行政職員」とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用者のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員及び新規学卒の平成27年4月1日付け採用者を除いたものである。
- 3 「給料の月額」には、給料の調整額、教職調整額並びに平成18年切替え及び平成27年切替えに伴う現給保障の経過措置額を含む。(第4表において同じ。)
- 4 「その他」は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。(第4表において同じ。)

【参考】 職員の区分と適用給料表は次のとおりである。

職員の区分	適用給料表
一般職員	行政職給料表、事務職給料表、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、技術職給料表(1)、技術職給料表(2)
警察官	公安職給料表
教員	教育職給料表(1)、教育職給料表(2)

- (注) 1 事務職給料表は、行政職給料表の1級から7級までを使用し、小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用
- 2 技術職給料表(1)は、医療職給料表(2)の1級から5級までを使用し、学校栄養士に適用
- 3 技術職給料表(2)は、医療職給料表(3)の1級から5級までを使用し、学校看護師に適用

第2表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経年数

職員の区分	給料表	適用人員	平均年齢	平均経年数
一般職員	行政職	4,330	43.3	21.2
	事務職	772	44.5	23.8
	研究職	267	42.1	19.3
	医療職(1)	82	47.9	24.4
	医療職(2)	267	41.6	19.0
	医療職(3)	554	38.8	16.0
	技術職(1)	89	40.4	19.0
	技術職(2)	2	56.0	35.7
	小計	6,363	42.9	20.9
警察官	公安職	3,296	37.4	16.1
教員	教育職(1)	3,420	44.4	21.7
	教育職(2)	9,744	44.9	22.2
	小計	13,164	44.8	22.1
全職員		22,823	43.2	20.9

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

職員の区分	給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
一般職員	行政職	%	%	%	%	%	%	%
	事務職	100.0	77.2	6.8	16.0	0.0	73.4	26.6
	研究職	100.0	39.3	21.6	39.1	-	36.3	63.7
	医療職(1)	100.0	96.3	2.6	1.1	-	79.8	20.2
	医療職(2)	100.0	100.0	-	-	-	73.2	26.8
	医療職(3)	100.0	78.3	21.7	-	-	40.8	59.2
	技術職(1)	100.0	22.5	76.2	1.3	-	16.4	83.6
	技術職(2)	100.0	39.3	60.7	-	-	3.4	96.6
	小計	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0
	うち行政職員	100.0	68.4	15.8	15.8	0.0	61.8	38.2
警察官	公安職	100.0	71.1	9.1	19.8	0.0	68.0	32.0
教員	教育職(1)	100.0	59.5	4.5	36.0	0.0	93.0	7.0
	教育職(2)	100.0	95.2	2.4	2.4	-	57.7	42.3
	小計	100.0	90.7	9.3	0.0	-	45.0	55.0
全職員		100.0	91.8	7.5	0.7	-	48.3	51.7
全職員		100.0	80.6	9.4	10.0	0.0	58.6	41.4

第4表 職員の平均給与月額

その1 職員別

給与種目		職員の区分			警察官	教員
		全職員	一般職員	うち行政職員		
27 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 362,972	円 344,274	円 347,267	円 317,512	円 383,392
	扶養手当	8,145	8,465	9,311	11,766	7,084
	給料の特別調整額	4,924	6,330	6,924	2,174	4,934
	地域手当	11,268	11,588	10,909	9,857	11,466
	住居手当	3,638	4,039	3,674	1,712	3,926
	その他	1,574	4,402	342	959	361
	計(A)	392,521	379,098	378,427	343,980	411,163
26 ・ 4 ・ 1	給料の月額	円 367,379	円 347,800	円 352,297	円 321,739	円 388,027
	扶養手当	8,316	8,759	9,772	11,872	7,230
	給料の特別調整額	4,892	6,215	6,945	2,222	4,906
	地域手当	9,910	10,375	9,682	8,610	10,004
	住居手当	3,838	4,419	4,071	1,829	4,050
	その他	1,705	4,646	363	1,231	401
	計(B)	396,040	382,214	383,130	347,503	414,618
$\frac{(A)}{(B)} \times 100$		% 99.1	% 99.2	% 98.8	% 99.0	% 99.2

その2 給料表別

給料表	給料の月額	扶養手当	給料の特別調整額	地域手当	住居手当	その他	計
行政職	円 344,763	円 9,898	円 7,499	円 10,924	円 3,827	円 314	円 377,225
事務職	335,396	4,445	2,382	9,924	2,777	453	355,377
研究職	358,530	9,592	6,888	11,128	5,278	97	391,513
医療職(1)	518,698	12,963	31,511	84,476	8,543	312,316	968,507
医療職(2)	344,365	6,201	4,498	10,296	4,242	-	369,602
医療職(3)	325,432	3,752	621	9,564	6,178	1,105	346,652
技術職(1)	309,730	2,455	-	9,053	3,601	550	325,389
技術職(2)	402,119	-	-	11,661	-	-	413,780
公安職	317,512	11,766	2,174	9,857	1,712	959	343,980
教育職(1)	390,664	8,120	2,989	11,651	5,295	40	418,759
教育職(2)	380,839	6,721	5,616	11,402	3,445	474	408,497

第5表 職員の扶養手当の対象となる扶養親族数

区分 職員の区分	扶養手当の対象となる扶養親族数					受給 職員数 (B)	(A) / (B)
	配偶者 (13,000円)	配偶者が いない場 合の子、 父母等 のうち1人 (11,000円)	子、父母 等 (6,500円)	計 (A)	子のうち特定 期間にある者 (5,000円加算)		
一般職員	人 1,309	人 163	人 4,251	人 5,723	人 1,485	人 2,782	人 2.1
警察官	1,484	14	2,567	4,065	530	1,873	2.2
教員	1,888	292	7,761	9,941	3,011	4,938	2.0
全職員	4,681	469	14,579	19,729	5,026	9,593	2.1

- (注) 1 扶養手当の対象となる扶養親族数欄の()内の金額は、それぞれ当該扶養親族についての扶養手当の現行支給月額である。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、19,379円である。
 3 特定期間とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの期間をいう。

第6表 職員の給料の特別調整額の支給状況

区分	給料表	行政	事務	研究	医療	医療	医療	公安	教育	教育	計
		職	職	職	職(1)	職(2)	職(3)	職	職(1)	職(2)	
職員の給与に関する条例	1種	人 40	人	人 1	人 1	人	人	人 3	人	人	人 45
	2種	30			6			17			53
	3種	70		2	7	1		50			130
	4種	107		9	10	12	3	2			143
	5種	219		12	5	6	3	18			263
	6種	3		3							6
	7種	1									1
坂倉県立学校職員給与条例	1種								24	34	58
	2種								50	152	202
	3種		13						78	529	620
	4種		29						24	362	415
計		470	42	27	29	19	6	90	176	1,077	1,936

- (注) 1 技術職給料表(1)及び技術職給料表(2)の適用者に給料の特別調整額の支給されているものはない。
 2 手当受給者1人当たり平均手当月額は、58,080円である。

第7表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離				手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	60km未満	60km以上 100km未満	100km以上 300km未満	受給者計	
受給者	人 108	人 3	人 4	人 115	円 26,609

第8表 職員の住居手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	人 3,278	人 1,005	人 227	人 2,046
11,000円未満	7	4	1	2
11,000円以上 27,000円未満	1,410	354	116	940
27,000円	1,861	647	110	1,104
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 25,328	円 25,573	円 24,862	円 25,259

(注) 最高支給限度額は、27,000円である。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	職員の区分			
	全職員	一般職員	警察官	教員
受給者	人 20,432	人 5,740	人 2,421	人 12,271
交通機関のみ利用	1,085	946	66	73
交通用具のみ使用	18,940	4,439	2,346	12,155
交通機関 併用者 交通用具	407	355	9	43
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 11,099	円 13,968	円 10,254	円 9,923

第10表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布等

行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1		1							
2									
3									
4								1	
5						1			
6									
7									
8									
9	1	18							
10		1							
11	1	18							
12		49							
13	1	8							1
14		7							7
15	7	14							6
16		41							2
17	1	14							
18		7							1
19	5	9	7						
20		46	44						
21		2	5						
22		1	15			1			
23	9	13	15						
24		7	29						
25	3	17	12						
26	1	49	15						
27	1	15	9					6	
28		9	34						
29	82	14	10						
30	2	32	16					13	
31	5	11	11					11	
32	7	9	36					8	
33	10	7	12				32	4	
34	2	1	16					2	
35	77		10				5	2	
36	5	1	22				7		
37	22	2	8				1	2	
38	5		10	5		1	28	1	
39	65	3	9						
40	5	1	43				2		
41	3	2	11	5			4		1
42			22	23		1	2		
43	1		8	10			2		
44	1		14	6			18		
45			11	10					
46			7	48			1		
47	1	1	9	18			3		
48			15	14			2		
49	4	2	13	22			3		
50	1		24	18			11		
51	2		13	41			3		
52	1		14	15		4			
53	4		11	21		1	3		
54			22	25					
55			15	39		28	1		
56	1		8	20		123	3		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57	2		12	18	1	2	3		
58			14	17		8	2		
59			16	35		3	4		
60			7	44		6			
61			12	20		15	1		
62			9	19		87			
63			5	20	1	6			
64			9	19	20	19			
65	1		5	44	5	17			
66			4	18	3	19			
67			11	29	3	45			
68			4	26	13	12			
69			4	15	3	10			
70			4	18	9	30			
71			3	17	5	24			
72			2	14	10	12			
73				31	43	24			
74			3	14	42	29			
75			2	14	34	42			
76			5	16	12	25			
77	1		4	13	52	234			
78			3	15	28	31			
79			1	8	85	54			
80				8	22	18			
81			2	10	25	115			
82			3	5	16	25			
83			1	22	17	60			
84			1	8	11	3			
85			2	18	8	10			
86				11	5				
87				4	4				
88				1	2				
89				7	8				
90			1	1	1				
91				1	2				
92				4					
93				31					
94									
95			1						
96									
97			1						
98									
99									
100			2						
101									
102									
103									
104									
105									
106			1						
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計(人)	340	432	759	955	490	1,145	141	50	18
構成比(%)	7.8	10.0	17.5	22.1	11.3	26.4	3.3	1.2	0.4
平均給料 月額(円)	188,285	221,899	292,537	361,950	386,219	404,306	432,479	457,620	479,522

人員計	4,330 人
平均給料月額	340,085 円

事務職給料表（小学校、中学校、高等学校等に勤務する事務職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9	4	7					
10		2					
11		2					
12							
13	4	6					
14		2					
15	4	1					
16		2					
17	3	9					
18							
19	6	3	4				
20			4				
21			4				
22			2				
23	5	10	2				
24	1	3	1				
25	1	2	2				
26	1	1	1				
27		6	4				
28							
29	8	6	1				
30		1					
31	1	3	2				
32	1	2	1				
33	11		1				
34	1		1				
35	4		4				
36	1	1	1				
37	8		1				
38			2				
39	4						
40							
41	1		2				
42			1				
43	2						
44	1		1				
45	1		2				
46							
47			3	1			
48							
49			4				
50	2		4	3			
51	2		5	5			
52				6		16	
53			5	2			
54	1		1	5		2	
55			2	6			
56	1		5	2		22	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57			7	8			
58			4	2		2	
59			6	5			
60			5	4		2	
61			6	6			
62			7	7		1	
63			6	7			
64			4	2		2	
65			9	2			
66			1	3		1	
67			6	7		1	
68			2	5		10	
69			5	2			
70			3	6		1	
71			8	5		11	
72			2	3		1	
73			8	4		7	
74			1	2	2	7	
75			2	3	3	2	
76				6	2		
77			2	3	10	31	
78				2	3	2	
79			1	4	14	5	
80			1	3	1		
81				2	5	8	
82				3		2	
83			3	3	5	1	
84				5			
85			1	7	17		
86			1	5	4		
87			1	7	1		
88				1			
89				9	4		
90				4	1		
91							
92			2	4			
93				55			
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107			1				
108							
109							
110							
111							
112							
113			1				
114							
115							
116							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
計(人)	79	69	179	236	72	137	-
構成比(%)	10.2	8.9	23.2	30.6	9.3	17.8	-
平均給料 月額(円)	180,432	220,739	310,514	369,796	387,754	403,462	-

人員計	772 人
平均給料月額	330,999 円

研究職給料表（試験場、研究所等で試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13		3			
14					
15		2			
16					
17					
18					
19		7			
20					
21					
22					
23		5			
24		2			
25		1			
26					
27		1			
28		5			
29					
30			1		
31					
32					
33			1		
34		9	3		
35		1			
36		1	1		
37		2			
38		2			
39					3
40			3		
41		1	1		
42			2		
43		1	5		1
44		5	1		
45			3		
46		1	1		1
47		3	1		1
48		5	3	1	
49			3	8	
50		1	2		
51				1	
52		7	2		
53					
54		3	2	4	
55		1	1	2	
56		5	1	2	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57			3	2	1
58		1	2	1	
59		2	4	1	
60		5	1	1	
61			2	2	
62		2	1	2	
63		1	2		
64		4	1	4	
65		1	3	3	
66			1	2	
67		1	2	3	
68			2	3	
69		1		1	
70				3	
71		1		3	
72		1		1	
73			3	26	
74		1			
75			3		
76		2	5		
77			3		
78		1	7		
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89		1			
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
117					
118					
119					
120					
121					
計(人)	-	102	82	76	7
構成比(%)	-	38.2	30.7	28.5	2.6
平均給料 月額(円)	-	274,792	372,366	430,021	458,757

人員計	267 人
平均給料月額	353,767 円

医療職給料表（１）（病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31	1			
32				
33				
34				
35	2			
36				
37		2		
38				
39	1			
40				
41		4		
42				
43	1	1		
44			1	1
45				
46			2	
47	2		1	
48		1		
49				
50			3	
51	1			
52			1	2
53		1		
54			2	1
55	2		2	
56			2	

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
57		2		
58				
59			3	
60		3		
61		2		
62				
63			1	
64				1
65				9
66				
67			1	
68			4	
69				
70				
71			1	
72			2	
73				
74				
75			1	
76			1	
77				
78				
79				
80			1	
81			1	
82				
83				
84				
85			1	
86				
87				
88				
89			11	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計 (人)	10	16	42	14
構成比 (%)	12.2	19.5	51.2	17.1
平均給料 月額(円)	367,090	447,106	520,305	565,336

人員計	82 人
平均給料月額	495,026 円

医療職給料表(2) (病院、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		1					
9							
10							
11		1					
12							
13							
14							
15		1					
16							
17		3					
18							
19							
20							
21		5					
22							
23		3					
24		1					
25		7					
26							
27		5					
28			1				
29		1	1				2
30							
31		4	1				
32		1					
33		7	3				
34		1					
35		5	1		1		
36		1					2
37		1	2				
38					1		
39		4	3				5
40							3
41		1					
42			1		1		
43			2			1	
44			2		2		
45			2				
46					2		
47			2	2	4	1	
48		1	1	1	2	2	
49			4			1	
50			2				
51		1	4		4	3	
52			1		3	2	
53		2	2		1		
54			1	1		1	
55				1		4	
56			3	2	2	1	
57			9	2	3		
58			1	1		1	
59			2		1	1	
60		1	1		1		

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
61			1		1		
62			1			4	
63			2	2		2	
64			4		1		
65			1	1		32	
66				1	1		
67				1	3		
68			1		1		
69							
70					3		
71					3		
72			1		1		
73			1		2		
74					1		
75					3		
76					1		
77					1		
78					2		
79							
80					2		
81					3		
82					1		
83					2		
84							
85					2		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計 (人)	-	58	64	15	62	56	12
構成比 (%)	-	21.7	24.0	5.6	23.2	21.0	4.5
平均給料 月額(円)	-	225,140	291,038	327,240	372,340	402,389	433,958

人員計	267 人
平均給料月額	327,414 円

医療職給料表(3) (病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5		4					
6							
7		1					
8							
9		9					
10							
11		2					
12							
13		7					
14							
15		22					
16							
17		2	7				
18			1				
19		17	11				
20		2	2				
21		4	4				
22							
23		2	7				
24			2				
25		11	6				
26		1	2	3			
27		5	8	4			
28		3		2			
29		11		8			
30		4	1				
31		2	1	5			
32			5	5			
33		11	3	3			
34		2	1	3			
35		5	3	5			
36		1	1	2			
37		6	7	5			
38			2	4			
39		6	1	5			
40		1	2	3			
41				12			
42			2	3			
43				3		1	1
44				3	1		
45				7		2	
46				3			
47				3	1	1	
48			1	3			
49			1	2		2	
50		1		2	1	6	
51		1		3			
52		1		6		1	
53				7		1	
54				4			
55				5	1		
56				5	4	2	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
57				3	3		
58			1	2	3	2	
59				2	1	2	
60				3	1		
61				1	1		
62			1	1	1	2	
63				5		1	
64				6		2	
65				4			
66					6		
67					2		
68				4			
69				2	4	2	
70				1	5		
71				2	2		
72				2	1		
73				2	1		
74				1	4		
75					4		
76				1	3		
77				1	5		
78					4		
79					3		
80				1	5		
81					3		
82					2		
83					7		
84					5		
85							
86					6		
87					3		
88					3		
89					5		
90					1		
91				1	4		
92							
93					20		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
165							
166							
167							
168							
169							
計(人)	-	144	83	173	126	27	1
構成比(%)	-	26.0	15.0	31.2	22.7	4.9	0.2
平均給料 月額(円)	-	221,665	266,022	319,661	382,858	419,130	447,800

人員計	554 人
平均給料月額	305,605 円

技術職給料表(1) (学校栄養士に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		2			
10					
11					
12					
13					
14					
15		2			
16					
17					
18					
19		1			
20					
21		3			
22					
23		1			
24					
25		4			
26					
27		1			
28		1			
29		1	1		
30					
31		3			
32					
33					
34		1			
35		3			
36		2			
37			2		
38					
39		2			
40					
41					
42					
43			1		
44					
45					
46					
47			1		
48					
49					
50					
51					
52					2
53					1
54					2
55					
56					
57					
58					1
59					
60					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61			1		
62				1	1
63					
64					
65				2	
66			1	1	
67				2	1
68			2		
69			1	4	
70			1		
71			2		2
72			1	1	
73					1
74				1	1
75				1	
76				2	1
77					
78			1	2	1
79					
80				2	
81				1	
82				2	
83					
84					
85				1	9
86					
87					
88					
89					
90				1	
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計(人)	-	27	15	24	23
構成比(%)	-	30.3	16.9	27.0	25.8
平均給料 月額(円)	-	219,978	299,867	338,588	378,174

人員計	89 人
平均給料月額	306,309 円

技術職給料表(2) (学校看護師に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					2
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
計(人)	-	-	-	-	2
構成比(%)	-	-	-	-	100.0
平均給料 月額(円)	-	-	-	-	390,300

人員計	2 人
平均給料月額	390,300 円

公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	50								
10									
11	2								
12									
13	2								
14	3								
15	24								
16	4								
17	9								
18	6								
19	32								
20	1								
21	10								
22	2								
23	11								
24	18								
25	84								
26	2								
27	7	62	1						
28	11	6	6						
29	12	14	13						
30	12	11	12						
31	46	10	16						
32	9	32	14						
33	26	24	14						1
34	7	16	15						4
35	11	23	13						
36	7	27	14						
37	3	26	21						
38	2	24	15						
39	3	13	13	1					
40	1	16	25						
41	1	15	17	1					6
42	1	10	25	1					
43	1	10	7	1					
44	1	13	25						
45		10	17	2				2	1
46	1	8	19	2					
47	2	8	13			1		7	
48		7	17						
49	2	6	18	3		1		1	
50		6	11	7	1				
51		7	25	3		1			
52		5	21	7	2	2			
53	1	8	28	2	2		3		
54		5	22	3	8		1	2	
55		3	25	1	4	2	3	1	
56		1	28	5	4	2	1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
57		4	22	2	4	3	10		
58		3	26	7	7	1	6		
59		5	33	10	10	1	5	8	
60	1	5	21	8	7	2	1		
61		4	21	12	8		2	2	
62		3	23	16	2	2			
63		3	28	14	5	5			
64		6	15	24	8		1		
65		2	20	24	8	2	2		
66		3	21	18	7	3	1		
67		3	22	23	3		2		
68		1	23	19	5	1			
69			19	20	13	2	1		
70			20	23	2	1			
71			12	13	6	2	1		
72			16	19	8	1			
73			19	15	17	1	2		
74			29	18	6	1	1		
75			14	11	7	1	6		
76			23	13	3	2	1		
77			8	8	5	3	19		
78			1	9	10	1	3		
79			4	14	9	5	3		
80			3	12	9	4	1		
81			1	9	9	4	17		
82			1	6	9	1	2		
83			2	8	7	3	1		
84			2	9	5	3			
85			2	4	6	6	1		
86			3	10	10	6			
87				8	7	8			
88			1	6	10	3			
89			1	4	7	8			
90				9	6	6			
91			3	4	6	2			
92				5	4	1			
93			1	8	88	1			
94				10					
95				11					
96				4					
97				2					
98			1						
99			2	5					
100			2	11					
101				8					
102				6					
103				4					
104				7					
105				7					
106				7					
107				9					
108			1	4					
109				12					
110			1	3					
111				2					
112				7					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113			1	10					
114			1	8					
115			1	7					
116				12					
117			2	8					
118			1	15					
119			1	13					
120				9					
121			1	8					
122				7					
123			1	7					
124			1	10					
125				91					
126			1						
127									
128									
129									
130									
131									
132			1						
133			1						
134			1						
135			1						
136									
137									
138			1						
139									
140			1						
141									
142									
143									
144									
145									
計(人)	428	468	994	805	364	105	97	23	12
構成比(%)	13.0	14.2	30.2	24.4	11.0	3.2	2.9	0.7	0.4
平均給料 月額(円)	204,721	245,034	289,462	371,243	406,507	417,861	434,236	450,039	471,217

人員計	3,296 人
平均給料月額	315,183 円

教育職給料表(1) (高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5	1	12			
6					
7		1			
8		1			
9					
10		1			
11		17			
12		1			
13		5			
14		2			
15		16			
16		1			
17		12			
18		2			
19		12			
20		1			
21	1	18			
22	1	4			
23	1	12			
24		5			
25		28			
26		1			
27		13			
28		6			
29	3	19			
30		3			5
31		19			1
32		6			1
33		32			3
34	1	6			3
35		23			7
36		8			3
37	1	27			2
38	1	12			5
39	2	15			6
40	2	2			1
41	2	23			4
42		10			2
43	1	18			2
44	1	6			4
45		23			25
46	4	11			
47	3	18			
48	1	8			
49	3	23			
50	1	9			
51	2	11			
52	1	15			
53	1	31			
54	1	3			
55	4	8			
56		10			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57	3	28			
58	1	13			
59	3	11			
60	3	11			
61	2	25		8	
62	2	11			
63	2	17		3	
64	2	10		4	
65	3	18		16	
66	1	17			
67	4	17		3	
68	2	14		2	
69	2	30		4	
70	1	24		2	
71	2	13		4	
72	2	14		6	
73	4	26		7	
74	1	16		3	
75	6	20		3	
76	1	28		6	
77	1	23		5	
78	2	20		3	
79		34		3	
80		17		3	
81	4	28		17	
82		15			
83	1	27			
84	2	34			
85	2	28			
86	3	26			
87	1	26			
88	2	38			
89	2	26	1		
90	1	21	2		
91		31	1		
92	3	16	2		
93	1	37	3		
94	2	17	3		
95	2	20	6		
96		18	5		
97	1	23	7		
98		13	1		
99		25	3		
100	4	21	2		
101	1	27	3		
102		15	2		
103	1	11	4		
104	1	20	2		
105	2	37	1		
106		12			
107		30			
108	2	26	1		
109	2	27	5		
110		13	1		
111		26			
112	1	43			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113		2	14	1		
114		1	36			
115		1	44			
116			38			
117		2	33			
118			67			
119			24			
120			51			
121		1	42			
122		1	49			
123			42			
124		2	54			
125			38			
126			25			
127			56			
128		1	30			
129		1	37			
130		1	42			
131			73			
132			34			
133			48			
134			64			
135			47			
136		1	50			
137		2	164			
138		2	5			
139			9			
140			7			
141		2	3			
142		1				
143						
144						
145						
146		1				
147		2				
148		2				
149						
150						
151		1				
152						
153		1				
計(人)		158	3,030	56	102	74
構成比(%)		4.6	88.6	1.6	3.0	2.2
平均給料 月額(円)		272,737	367,644	428,780	451,200	472,722

人員計	3,420 人
平均給料月額	369,026 円

教育職給料表(2) (小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、助教諭等に適用)

号給 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		118			
18					
19		15			
20		16			
21		25			
22		3			1
23		111			
24		9			15
25		35			23
26		27			22
27		109			5
28		12			20
29		36			26
30		24			8
31		41			20
32		14			11
33		107			13
34		15			15
35		51			12
36		28			17
37		73			13
38		24			24
39		47			13
40		25			37
41		91			34
42		25			19
43		37			35
44		35			25
45		91			121
46		30			
47		44			
48		24			
49		92			
50		22			
51		31			
52		34			
53		61			
54		28			
55		42			
56		31			

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
57		73			
58		23			
59		38			
60		46			
61		69			
62		32			
63		44			
64		30			
65		40			
66		26			
67		32			
68		27			
69		76			
70		30			
71		42			
72		35		1	
73		64			
74		36		1	
75		45		1	
76		42		41	
77		45		1	
78		36		3	
79		52		3	
80		36		67	
81		47		22	
82		27		20	
83		30		5	
84		26		19	
85		49		27	
86		27		24	
87		51		21	
88		27		39	
89		40		27	
90		25		41	
91		37		22	
92		30	1	29	
93		65	1	27	
94		32	2	19	
95		32	1	15	
96		23	5	13	
97		32	7	60	
98		27	5		
99		27	2		
100		28	3		
101		64	5		
102		22	1		
103		43	5		
104		33	2		
105		71			
106		31			
107		60			
108		34	1		
109		79			
110		30			
111		59			
112		49			

給 号	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
113			100			
114			44			
115			64			
116			63			
117			143			
118			61			
119			108			
120			106			
121			87			
122			62			
123			82			
124			66			
125			71			
126			77			
127			115			
128			125			
129			93			
130			166			
131			124			
132			147			
133			168			
134			138			
135			140			
136			191			
137			139			
138			107			
139			249			
140			133			
141			185			
142			131			
143			103			
144			190			
145			106			
146			126			
147			125			
148			117			
149			342			
150			15			
151			36			
152			3			
153			5			
154			11			
155			3			
156						
157						
計(人)	-		8,626	41	548	529
構成比 (%)	-		88.5	0.4	5.6	5.5
平均給料 月額(円)	-		353,051	409,761	425,750	446,422

人員計	9,744 人
平均給料月額	362,447 円

第11表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	3							3			
事務職	22				22						
研究職	0										
医療職(1)	0										
医療職(2)	0										
医療職(3)	0										
技術職(1)	2					2					
技術職(2)	0										
公安職	40				2	12	22	3	1		
教育職(1)	123	12	111								
教育職(2)	36		36								
給料表計	226										
60歳	96										
61歳	63										
62歳	38										
63歳	14										
64歳	15										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	74				54	19	1				
事務職	42				30	11	1				
研究職	3				3						
医療職(1)	0										
医療職(2)	9					3	6				
医療職(3)	2					1	1				
技術職(1)	0										
技術職(2)	0										
公安職	0										
教育職(1)	80	1	79								
教育職(2)	60		60								
給料表計	270										
60歳	89										
61歳	59										
62歳	44										
63歳	40										
64歳	38										

2 民間の給与関係

平成27年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 872事業所

調査対象職種

事務・技術関係22職種、その他54職種、合計76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

標本事業所の抽出

(3)の に記載した調査対象事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から184事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

従業員の抽出

初任給関係以外の各調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

調査実人員

初任給関係338人（うち事務・技術関係305人）、初任給関係以外の調査職種8,014人（うち事務・技術関係6,640人）

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、70,303人であり、うち事務・技術関係職種該当者は48,928人である。

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(6) 結 果

民間の給与等の実態は、第12表から第26表までのとおりである。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産 業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	155	22	14	29	62	28
農業、林業、漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利 採取業、建設業	2	-	-	-	-	2
製 造 業	91	8	8	17	39	19
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	12	5	-	3	3	1
卸売業、小売業	8	2	2	2	2	-
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	6	4	-	-	2	-
教育、学習支援業、 医療 福祉 サービス業	36	3	4	7	16	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が26所あった。
- 2 調査対象事業所184所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた181所に占める調査完了事業所155所の割合(調査完了率)は85.6%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるものを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」、「(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)」である。

第13表 民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
		%	%	%	
大 学 卒	28.6	(45.9)	(51.6)	(2.5)	71.4
高 校 卒	19.7	(29.6)	(70.4)	(-)	80.3

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
- 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	189,812	198,136	182,137	x
	高 校 卒	157,796	160,032	151,394	167,500
新 卒 技 術 者	大 学 卒	203,086	210,936	195,996	201,067
	高 校 卒	160,125	162,822	158,122	160,700
計	大 学 卒	194,486	202,125	186,177	197,050
	高 校 卒	158,929	161,079	155,057	163,420

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。

第15表 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	43.2 %	8.0 %	- %	48.8 %
課 長 級	35.2	8.3	1.0	55.5

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第16表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	89.3%	89.3%	34.1%	3.0%	52.2%	-%	10.7%
課 長 級	81.2	81.2	29.2	3.0	49.0	-	18.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給制度の状況

項 目		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
役職・企業規模						
係 員	規 模 計	91.9%	36.6%	78.3%	43.4%	8.1%
	500人以上	91.3	38.8	81.7	43.4	8.7
	100人以上 500人未満	96.9	38.5	81.7	48.8	3.1
	50人以上 100人未満	82.3	28.3	64.6	31.9	17.7
課 長 級	規 模 計	85.7	23.9	71.9	39.3	14.3
	500人以上	80.4	16.3	72.6	34.2	19.6
	100人以上 500人未満	92.3	32.1	74.8	47.5	7.7
	50人以上 100人未満	82.3	21.2	64.6	31.9	17.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第18表 比較対象従業員に係る職種

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（支社）又は工場の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長 技 術 部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	・ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 中間職（部長 - 課長間）
事 務 課 長 技 術 課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理 技術課長代理	・ 上記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 中間職（課長 - 係長間）
事 務 係 長 技 術 係 長	・ 係長及び係長級専門職
事 務 主 任 技 術 主 任	・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 中間職（係長 - 係員間）
事 務 係 員 技 術 係 員	・ 一般の事務員、技術者

- （注）1 「中間職（部長 - 課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給料上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長 - 係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給料上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長 - 係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給料上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。

第19表 民間における職種別給与額等

その1 常勤の従業員（再雇用者を除く。）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7	51.2	735,649	1,118	734,531
	工 場 長	14	53.7	642,806	266	642,540
	事 務 部 長	239	52.9	642,568	3,368	639,200
	技 術 部 長	142	52.5	669,407	629	668,778
	事 務 部 次 長	84	50.5	557,152	17,419	539,733
	技 術 部 次 長	27	51.5	519,932	246	519,686
	事 務 課 長	495	49.5	551,648	15,719	535,929
	技 術 課 長	517	49.0	588,900	3,633	585,267
	事 務 課 長 代 理	214	46.7	482,241	46,815	435,426
	技 術 課 長 代 理	84	50.5	515,255	19,824	495,431
	事 務 係 長	575	44.1	430,655	56,778	373,877
	技 術 係 長	458	43.8	472,451	64,895	407,556
	事 務 主 任	200	42.6	361,305	44,836	316,469
技 術 主 任	192	42.1	454,378	81,394	372,984	
事 務 係 員	1,851	36.3	318,817	48,072	270,745	
技 術 係 員	1,541	34.6	351,835	59,980	291,855	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	x	x	x	x	x
	研 究 部 (課) 長	67	50.0	754,162	6,867	747,295
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-
	主 任 研 究 員	130	50.9	662,350	9,644	652,706
	研 究 員	266	43.1	633,753	174,899	458,854
研 究 補 助 員	213	32.8	417,026	96,300	320,726	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
医 療 関 係 職 種	病 院 長	x	x	x	x	x
	副 院 長	-	-	-	-	-
	医 科 長	-	-	-	-	-
	医 師	10	55.0	1,437,417	90,767	1,346,650
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	5	49.7	466,166	5,338	460,828
	薬 剤 師	13	42.1	340,045	3,476	336,569
	診 療 放 射 線 技 師	17	41.3	360,443	13,618	346,825
	臨 床 検 査 技 師	16	39.1	293,014	8,748	284,266
	栄 養 士	14	31.9	243,051	3,921	239,130
	理 学 療 法 士	84	29.5	334,248	21,906	312,342
	作 業 療 法 士	60	30.3	331,631	20,791	310,840
	総 看 護 師 長	4	54.5	515,942	-	515,942
看 護 師 長	59	45.1	390,646	31,068	359,578	
看 護 師	118	40.8	333,221	48,138	285,083	
准 看 護 師	100	44.7	305,750	43,615	262,135	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	2	61.5	632,250	-	632,250
	大 学 教 授	40	56.6	600,861	-	600,861
	大 学 准 教 授	24	50.4	475,901	-	475,901
	大 学 講 師	28	44.8	372,482	-	372,482
	大 学 助 教	22	40.6	323,717	-	323,717

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
教育 関 係 職 種	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 教 頭	3	54.8	530,903	-	530,903
	高 等 学 校 主 幹 教 諭	-	-	-	-	-
	高 等 学 校 指 導 教 諭	7	53.5	464,346	172	464,174
	高 等 学 校 教 諭	44	39.2	357,852	1,334	356,518
技能・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	-
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	3	57.2	278,408	46,759	231,649
	守 衛	22	51.2	447,780	68,365	379,415
	用 務 員	x	x	x	x	x
調 査 実 人 数 合 計		8,014				

その2 再雇用者

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)
事 務 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	3	62.5	534,277	-	534,277
	事 務 ・ 技 術 部 長	4	61.9	365,101	10,397	354,704
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	2	63.0	304,642	-	304,642
	事 務 ・ 技 術 課 長	12	61.5	348,665	5,954	342,711
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	-	-	-	-	-
	事 務 ・ 技 術 係 長	4	61.6	265,473	1,765	263,708
	事 務 ・ 技 術 主 任	x	x	x	x	x
	事 務 ・ 技 術 係 員	250	62.1	245,452	10,808	234,644
調 査 実 人 数 合 計		276				

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第20表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
8 級	課長		
7 級	課長代理	課長	課長
6 級			
5 級	係長	課長代理	課長代理
4 級			
3 級	主任	係長	係長
2 級			
1 級	係員	係員	係員

第21表 民間における家族手当の支給状況

その1 配偶者に対する家族手当の支給状況

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
77.2 %	(93.7) %	[82.9] %	[17.1] %	(6.3) %	22.8 %

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族手当を 見直す予定がある	配偶者に対する家族手当を 見直す予定がない
1.0	99.0

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,670 円
配 偶 者 と 子 1 人	19,037 円
配 偶 者 と 子 2 人	24,251 円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第22表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	47.2%
支給しない	52.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第23表 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	円 351,372 円 360,037
特別給の支給額	下半期(B1)	円 721,993	円 478,518
	上半期(B2)	円 770,086	円 523,979
特別給の支給割合	下半期($\frac{B1}{A1}$)	月分 2.05	月分 1.74
	上半期($\frac{B2}{A2}$)	2.14	1.84
	年間計	4.19	3.58

(注) 下半期とは平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.10月である。

第24表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級(非役員)	
	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
規 模 計	% 57.4	% 42.6	% 46.7	% 53.3	% 47.8	% 52.2
500人以上	63.5	36.5	41.9	58.1	38.7	61.3
100人以上 500人未満	52.3	47.7	44.8	55.2	48.3	51.7
50人以上 100人未満	59.3	40.7	58.5	41.5	61.9	38.1

第25表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考)適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	11.8%	11.8%	2.9%	2.9%
30%	54.8	66.5	33.5	36.4
29%	-	66.5	-	36.4
28%	-	66.5	-	36.4
27%	2.4	68.9	1.9	38.3
26%	0.3	69.2	0.9	39.3
25%	30.8	100.0	60.7	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

第26表 民間における公的年金が支給されない再雇用者(フルタイム勤務)の給与水準の状況

区分 項目	公的年金が支給される同じ職種・職位の フルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を 支給していない
	同じ	高い	低い	
月例給与	89.3%	5.4%	5.3%	-%
年間賞与	77.1	4.2	3.5	15.2
年間給与	88.5	6.2	5.3	-

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

3 労働経済関係

第27表 労働経済指標

項目 年度・ 年月	全 国					栃 木 県				
	① きまって支給する給与 (調査産業計)		② 総実労働 時間数 (調査 産業計)	③ 所定外労 働時間数 (調査 産業計)	④ 有効求人 倍率 (季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑥ 総実労働 時間数 (調査 産業計)	⑦ 所定外労 働時間数 (調査 産業計)	⑧ 有効求人 倍率 (季節 調整値)
	金 額	前年度比・ 前年同月比				金 額	前年度比・ 前年同月比			
	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)	(円)	(%)	(時間)	(時間)	(倍)
平成25年度	289,524	0.1	149.5	12.6	0.97	285,712	▲ 0.4	155.3	15.4	0.89
平成26年度	290,813	0.3	149.3	12.8	1.11	284,648	▲ 1.0	154.6	15.3	0.97
平成26年4月	294,925	0.1	153.5	13.4	1.08	287,915	▲ 0.7	156.9	15.3	0.98
5月	290,762	0.2	147.5	12.5	1.09	283,467	▲ 0.8	151.4	15.0	0.98
6月	291,947	0.3	152.9	12.4	1.10	286,883	▲ 0.6	158.7	15.1	0.99
7月	291,859	0.6	155.6	12.6	1.10	286,673	▲ 1.0	161.1	15.4	0.99
8月	290,671	0.2	145.2	12.0	1.10	284,024	▲ 0.7	147.0	14.7	0.97
9月	291,686	0.5	148.2	12.4	1.10	284,189	▲ 0.9	153.3	15.4	0.96
10月	292,851	0.2	153.7	12.8	1.10	287,049	0.9	160.2	16.0	0.96
11月	292,376	0.1	149.1	13.0	1.12	287,657	0.6	157.8	16.5	0.96
12月	292,901	0.4	147.9	13.4	1.14	288,148	1.0	154.9	17.0	0.99
平成27年1月	286,003	0.6	141.4	12.7	1.14	280,311	0.4	147.3	15.1	0.96
2月	285,561	0.2	145.4	12.8	1.15	277,844	▲ 1.0	150.4	14.0	0.98
3月	288,223	0.2	150.4	13.3	1.15	281,616	0.0	155.7	14.0	0.98
4月	292,538	0.5	155.8	13.4	1.17	283,384	▲ 0.8	159.0	14.2	1.06
5月	286,844	0.0	143.0	12.5	1.19	278,933	▲ 0.9	147.1	13.7	1.08
6月	290,100	0.8	153.4	12.6	1.19	284,672	▲ 0.1	159.2	14.5	1.10
資料出所	厚 生 労 働 省					県 民 生 活 部				栃木 労働局

(注) 1 ①、⑤、⑩、⑪は平成22年基準である。
 2 ①、②、③、⑤、⑥、⑦は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑨の平成25年度、26年度の欄は、それぞれ平成25暦年、26暦年の数値である。

項目 年度・ 年月	⑨ 消 費 支 出								⑩消費者物価指数		⑪
	全 国				宇 都 宮 市				全国	宇都宮	国内企業 物価指数
	全世帯		勤労者世帯		全世帯		勤労者世帯				
	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	金 額	前年比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比
	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(%)	(%)	(%)
平成25年度	290,454	1.5	319,170	1.7	308,699	▲ 5.0	330,954	▲ 4.8	0.9	1.1	1.9
平成26年度	291,194	0.3	318,755	▲ 0.1	329,193	6.6	367,700	11.1	2.9	3.6	2.8
平成26年4月	302,141	▲ 0.7	329,976	▲ 3.1	320,526	▲ 1.9	346,587	▲ 6.8	3.4	4.0	4.2
5月	271,411	▲ 3.9	293,050	▲ 4.8	309,308	10.5	372,796	35.0	3.7	4.4	4.4
6月	272,791	1.3	295,738	▲ 0.3	323,071	3.7	386,293	23.0	3.6	4.2	4.5
7月	280,293	▲ 2.0	311,693	0.4	349,450	21.5	378,301	26.9	3.4	4.1	4.4
8月	282,124	▲ 0.9	305,836	▲ 2.2	316,312	9.1	367,917	17.2	3.3	3.7	4.0
9月	275,226	▲ 1.9	303,614	▲ 3.7	290,101	1.1	322,064	5.9	3.2	4.0	3.6
10月	288,579	▲ 0.7	316,154	▲ 0.1	305,818	▲ 3.4	349,893	▲ 8.2	2.9	3.5	2.9
11月	280,271	0.3	306,230	1.7	303,483	8.9	323,873	2.6	2.4	3.2	2.6
12月	332,363	▲ 0.6	357,772	▲ 0.2	392,393	13.8	374,930	14.1	2.4	2.9	1.8
平成27年1月	289,847	▲ 2.4	320,674	▲ 1.6	322,927	5.8	341,320	0.9	2.4	2.9	0.3
2月	265,632	▲ 0.4	291,387	▲ 1.1	267,084	▲ 19.7	298,681	▲ 23.6	2.2	2.8	0.4
3月	317,579	▲ 8.1	351,974	▲ 8.5	354,471	▲ 11.8	455,264	▲ 1.2	2.3	3.2	0.7
4月	300,480	▲ 0.5	334,301	1.3	337,842	5.4	457,264	31.9	0.6	0.9	▲ 2.1
5月	286,433	5.5	317,317	8.3	276,955	▲ 10.5	312,197	▲ 16.3	0.5	0.7	▲ 2.2
6月	268,652	▲ 1.5	293,042	▲ 0.9	255,390	▲ 20.9	277,434	▲ 28.2	0.4	0.7	▲ 2.4
資料出所	総 務 省										日本銀行

4 生計費関係

第28表 宇都宮市における費目別、世帯人員別標準生計費 (平成27年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	27,736	33,969	45,696	57,415	69,142
住居関係費	35,319	47,639	41,180	34,721	28,262
被服・履物費	3,938	4,942	6,501	8,060	9,617
雑費Ⅰ	30,802	41,512	63,058	84,619	106,164
雑費Ⅱ	13,717	28,028	31,990	35,944	39,906
計	111,512	156,090	188,425	220,759	253,091

平成27年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目に分類して算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑費Ⅰ	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……	その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、本年4月の「家計調査」における宇都宮市の調査結果(96世帯)に基づく費目別平均支出金額(4人世帯の1か月($\frac{365}{12}$ 日)分の支出金額に調整したもの。以下「平均4人値」という。)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、次のように算定した。

$$\text{宇都宮市の1人世帯標準生計費} = \text{全国の1人世帯標準生計費} \times \frac{\text{宇都宮市の平均4人値}}{\text{全国の平均4人値}}$$

5 国及び都道府県の給与関係

第29表 都道府県のラスパイレス指数の状況

(平成26年4月)

ラスパイレス指数	98未満	98以上 99未満	99以上 100未満	100以上 101未満	101以上
	団 体 数	6	10	9	11

(注) 1 「平成26年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

2 「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(基本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて、比較し、算出したもので、国を100としたものである。

なお、本県のラスパイレス指数は101.7である。

3 総務省では、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数)を参考として算出している。

なお、本県の地域手当補正後ラスパイレス指数は、100.4である。

6 人事院勧告等の概要

○ 給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300民間事業所の約50万人の個人別給与を实地調査（完了率87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

- 民間給与との較差 1,469円 0.36% [行政職(一)…現行給与 408,996円 平均年齢43.5歳]
[俸給 280円 地域手当 1,156円 はね返し分(注) 33円]
(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.21月（公務の支給月数 4.10月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

- ② その他の俸給表 行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5～2%引上げ

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10月分→4.20月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
27年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.75月（支給済み）	0.85月（現行0.75月）
28年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.80月	0.80月

[実施時期]

- ・月例給：平成27年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の課題

(1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討

Ⅲ 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、平成30年4月1日に完成

2 平成28年度において実施する事項

(1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成28年4月1日から4,000円引き上げ、30,000円に改定

加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成28年4月1日から12,000円引き上げ、70,000円に改定

- * 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未満の場合は5%に引上げ

○ 勤務時間に関する勧告の骨子

1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月）の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

2 フレックスタイム制の拡充の概要等

(1) 概要

- ・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻につ

いて職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる

コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定

- ・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる

コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定

- ・ 現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

(2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつつ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでなく、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

○ 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を経済的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・ より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充（勤務時間法の改正を勧告）

(2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、サービス管理等の在り方等について検討

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・ 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- ・ 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める必要

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を進め、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラ等の苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応